

給水装置の構造・材質基準案の意見募集結果



厚生労働省は平成 15 年 12 月 19 日、給水装置の構造・材質基準のうち浸出性能基準と水道施設の技術的基準のうち水道施設資機材からの浸出基準・付加物質基準の改正案への意見募集結果を公表しました。この案に対し、意見募集期間中に 19 件の意見が寄せられました。下記にその一例を示します。その他 5 件、全 9 件にまとめられ厚生労働省ホームページにて公表されています。

1 アルミニウムは「快適水質項目」であるため、必ずしも「健康に関する項目」と同等の浸出基準としなくてもよいのではないか。また、給水用具には含有されないことから、基準から削除もしくは給水用具は試験対象外にしていただきたい。

答 アルミニウムは、銅合金中の微量金属(不純物)等として給水用具に含有される可能性があります。したがって、給水装置の浸出基準を設定する必要があると考えます。

2 有機物(TOC)は基準値が 0.5mg/l と濃度レベルが低く、現時点では測定が困難である。調査・分析の時間をいただきたい。

答 ガイドラインでは、基本的には設定最大注入率の 10 倍濃度の試験液を分析することとされており、試験法に関しては特段の問題は生じないと考えられます。

3 ビスマスは基準値が定められていないが、今後基準値を定める予定はあるか。

答 ビスマスは、黄銅鑄物の鉛の代替金属として使用されつつあることから、今後も知見の充実に努め、必要があれば基準値を定める可能性があります。

4 臭素酸に関して、次亜塩素酸ナトリウムの実績最大注入率で計算しても、基準値 0.001mg/l は、大幅に上回ることになる。

答 ご指摘の点を踏まえ検討した結果、当分の間、基準値は 0.005mg/l とすることとします。ただし、薬品中の不純物量はできる限り低減されるべきものであるため、臭素酸の濃度を低減するための技術の進展状況などを勘案して、基準の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとします。

資料: 2003 年 12 月 19 日付 厚生労働省ホームページ

生活環境個所 小林 正幸

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |